

## 土砂災害対策について

島根県土木部砂防課

## ■土砂災害に対する避難訓練の実施について

- 「平成30年7月豪雨を踏まえた住民の避難行動を支援するための防災訓練の実施について」（平成31年2月22日付、防災危機管理課長・砂防課長連名）で依頼。
- 土砂災害防止法第3条「土砂災害対策基本指針」では、毎年1回以上の避難訓練の実施が基本とされています。
- 地域の実情に応じた方法で、多くの地区で訓練が実施されるようご協力をお願いします。

## ■要配慮者利用施設に係る警戒避難（土砂災害防止法の改正）

- 要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月19日に土砂災害防止法が改正されました。
- 今回の改正では「第八条の二」（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）が追加されています。
- 地域防災計画で定められた施設が対象となりますので再確認をお願いします。
- 要配慮者利用施設管理者と連携し、実効性のある避難計画となるようご指導願います。

## 【既定】

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

（中略）

- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

（中略）

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

## 【追加】

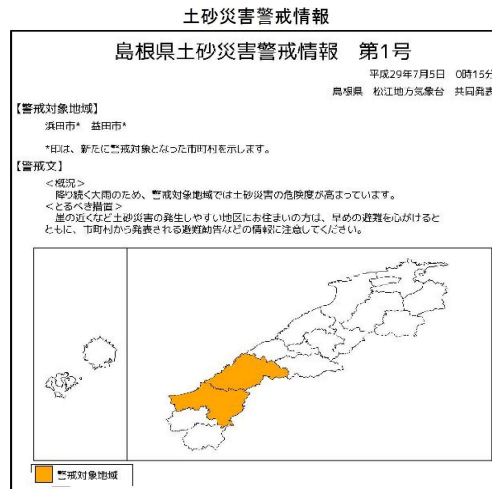
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

## ■土砂災害警戒情報の判定・発表の迅速化に伴う留意点について

- 松江地方气象台と島根県が共同発表する「土砂災害警戒情報」は市町村単位で発表されることから、その補足情報として平成18年から島根県独自に「土砂災害危険度情報」（5キロメッシュ情報）を発表。この2つの情報は同じデータを用いて、**昨年まで30分間隔で气象台と島根県の双方で演算処理、判定し情報を発表。**



7月4日24時に1時間後の予測で警戒情報発表基準を超える危険度情報「レベル3」が点灯、气象台と共同で「土砂災害警戒情報」を5日0時15分に発表する。（通常は2時間後に基準を超えるレベル2で警戒情報を発表する）

- 気象庁の防災情報の迅速化の一環として、**平成30年3月から「土砂災害警戒情報」の判定間隔が30分から10分に短縮。**
- 一方で、島根県が発表する「土砂災害危険度情報」の判定間隔は30分間隔のまま。（平成30年度から10分間隔に短縮するためシステム改修設計に着手）

### 問題点として

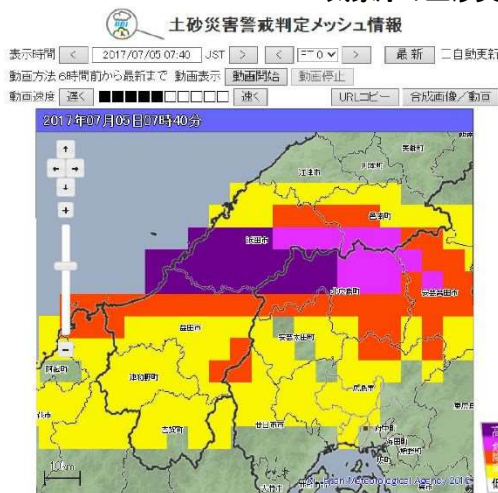
- ・土砂災害警戒情報が発表されても、その時点で土砂災害危険度情報（レベル2以上）が発表されないケースや、メッシュ情報の範囲やレベルが異なるケースが発生。



### 対応策として

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、気象庁がホームページで公開している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」（5キロメッシュ情報・10分間隔判定）で避難勧告等の発令の対象範囲を確認する。**※本年6月から5キロメッシュ → 1キロメッシュに高解像度化**

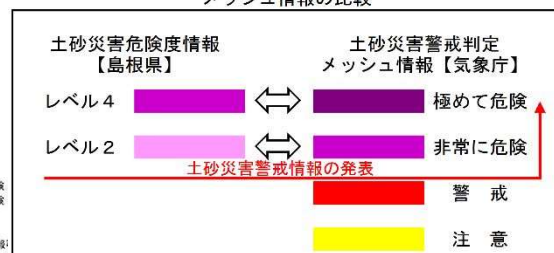
### 気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報



島根県と気象庁のメッシュ情報を比較すると

- 1) 土砂災害警戒情報の発表基準  
島根県の土砂災害危険度情報 「レベル2」  
気象庁の警戒判定メッシュ情報 「非常に危険」
- 2) 島根県の「レベル4」=気象庁の「極めて危険」

### メッシュ情報の比較



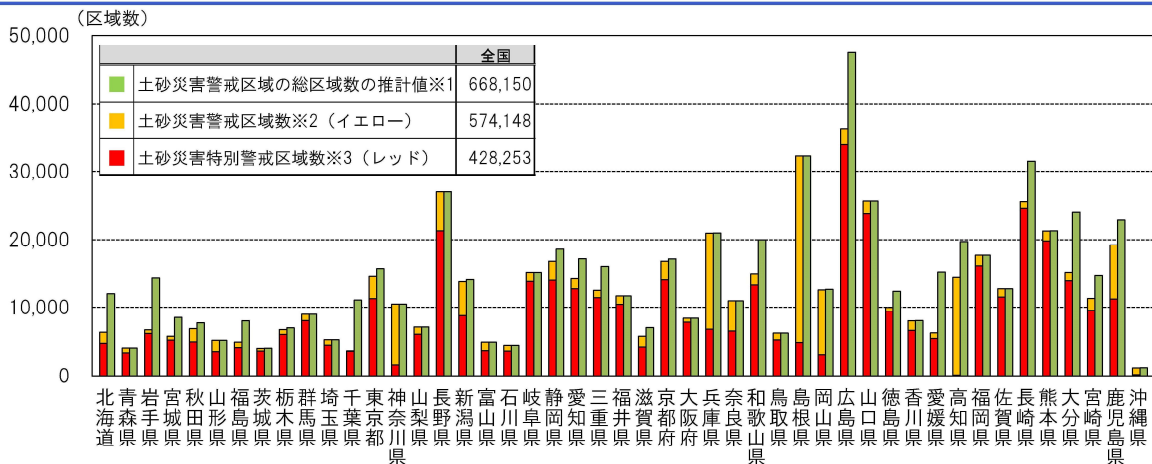
## ■土砂災害特別警戒区域の調査指定について

○全国の指定状況

### 土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成31年3月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・熊本県・鳥取県・佐賀県の16府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、島根県・奈良県・神奈川県のみ。

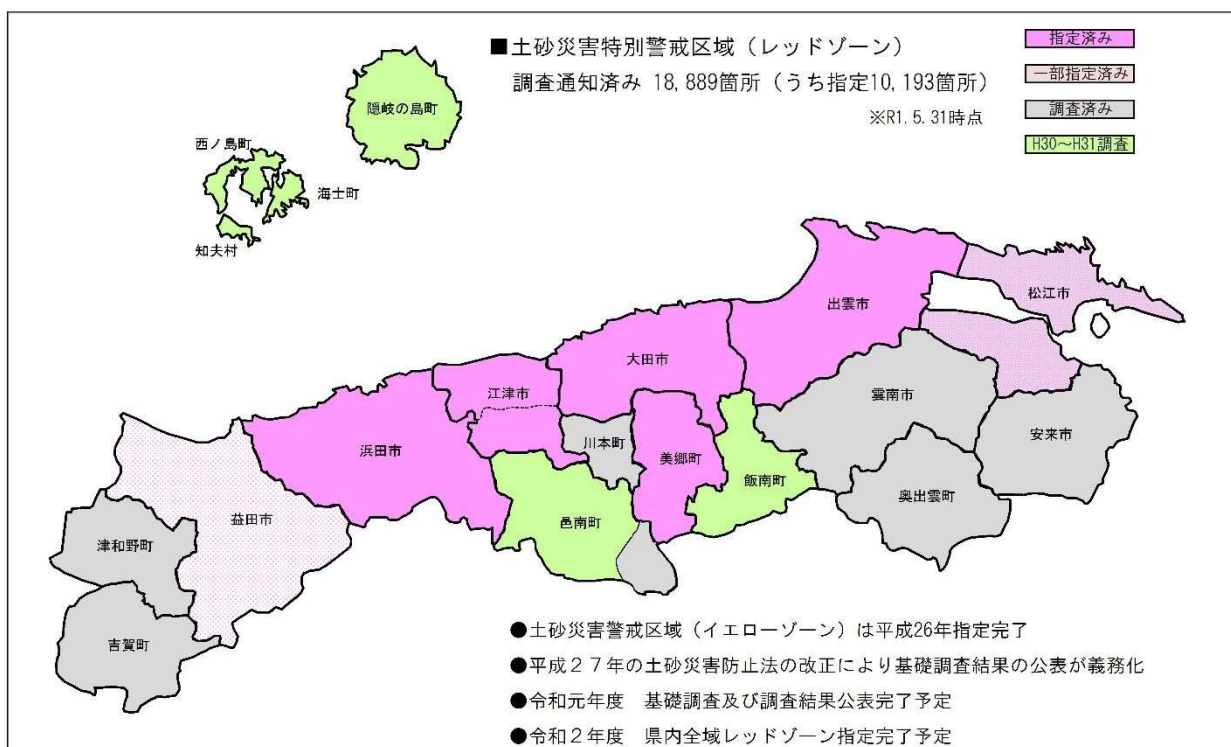


○島根県の土砂災害特別警戒区域の調査・指定状況 (R1年5月31日時点)

H31年2月時点では、他県等と比べレッド指定が遅れていたが、3~5月に掛けて大幅に進捗。

調査完了区域数	18,889箇所	進捗率 約87%
指定完了区域数	10,193箇所	進捗率 約47%

※レッド区域指定予定数 (H27推計値) 21,821箇所





## ■警戒レベルを導入した土砂災害警戒情報について

・土砂災害警戒情報と避難が必要なことを示す警戒レベル4相当情報との関係をよりわかりやすく伝えるよう、〈とるべき措置〉欄に説明を充実。

〇〇県土砂災害警戒情報 第3号

令和元年x月x日 xx時xx分  
〇〇県 〇〇地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】  
〇〇市 〇〇市\* 〇〇市\* 〇〇市\* 〇〇市  
\*印は、新たな警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】  
〈概況〉  
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。  
〈とるべき措置〉  
**避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報「土砂災害」】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域にお住まいの方は、市町村から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。**  
〈補足情報〉  
市町村内で危険度が高まっている区域は、〇〇県や気象庁のホームページで確認できます。  
〇〇県「土砂災害に関するメッシュ情報」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」



問い合わせ先  
xxx-xxx-xxxx(〇〇県 〇〇課)  
<http://www.xxxxxxx>  
xxx-xxx-xxxx(〇〇地方気象台)  
<https://www.jma.go.jp/xxxxxxx>

## ■土砂災害に係る啓発活動について

- 土砂災害防止月間の実施について（平成31年4月3日付け砂第17号）
  - ・毎年6月に全国で取り組み強化
  - ・広報・啓発にご協力をお願いします
- 土砂災害防止啓発チラシの全戸配布
  - ・毎年6～7月に啓発チラシの県下全戸配布
  - ・配布にあたりご協力をお願いします
- テレビスポットCMの放映
  - ・民放3局で6月（梅雨時期）と9月（台風時期）
- 出前講座「土砂災害防止学習会」の実施
  - ・自治会や地域の防災活動として
  - ・小学校等での総合学習、社会授業の一環として
  - ・福祉施設など、会社や職場での研修会として